

『高年齢雇用継続給付の手続きのご案内』送付終了について

政府では、個人情報の漏えいを防止するため、個人情報の提供について慎重に行っております。この取組の観点から、これまで高年齢雇用継続給付金の要件に該当する予定の被保険者を雇用する事業主に対して行政サービスの一環として配信しておりました『高年齢雇用継続給付の手続きのご案内』の送付を令和7年9月をもちまして終了させていただくこととなりました。

事業主などの皆さま、個人情報の適正管理及び漏えい防止の徹底のため、行政サービスの取扱の変更についてご理解いただきますようお願いいたします。

なお、事業主さまからの請求に基づき該当予定の被保険者の有無について回答することは可能です（※）。雇用する被保険者について要件に該当するかの確認を希望される場合は管轄のハローワークまでお問い合わせください。

（※）『60歳到達時日額登録該当予定者照会票（裏面参照）』による書面の請求が必要になります。

また、雇用保険被保険者資格取得届の届出により通知される確認通知書にも「受給可」との印字がされますので、ご確認ください。

なお、電話による回答については、個人情報漏えい防止の観点から出来かねますのでご了承ください。

（参考）高年齢雇用継続給付の内容について

高年齢雇用継続給付は、60歳到達時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者（※）に支給される給付であり、高年齢者の就業意欲を維持、喚起し、65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的としています。

（※）該当要件

- ① 60歳以上65歳未満の被保険者であること。
- ② 被保険者であった期間が5年以上あること。

上記要件に該当した時点（60歳到達時点か、それ以降で被保険者であった期間が通算5年以上となった時点）の賃金を届出を行うことで、受給資格の確認及び賃金登録が可能となり、高年齢雇用継続給付の支給申請の可否を容易に判断することができますので、要件該当日以降での届出をお願いしております。

（注）雇用保険適用窓口は来所の場合、受付時間が8：30～16：00になっております。

16時を過ぎてお持ちいただいた場合、即時処理ができませんのでご了承ください。

なお、高年齢雇用継続給付の支給申請手続については電子申請による申請が可能です。

24時間・365日申請が可能ですので活用いただきますようお願いいたします。

◎詳細は、ハローワークにお問い合わせください。

